



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

環境保全

ぎふ

VOL. 109

• 発行 •
平成29年
1月15日



[行政ニュース]

- ◆水銀に関する水俣条約の締結に基づく大気汚染防止法の改正・施行について

[トピックス]

- ◆「平成29年度労働災害防止計画」について

(社)岐阜県産業環境保全協会

岐阜県環境生活部環境管理課



クリーンな社会づくりをめざす 21世紀のパイオニア

株式会社フィルテック

環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

業務内容 廃棄物・水質・土壌・臭気の分析等を行っています

産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 河川水
- 湖沼水
- 工業用水
- 净化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 気

産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- (処 分 業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールピッチ） ・13号廃棄物
- (収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業 優良産廃処理業者認定取得

- (処 分 業) ・特定有害廃石綿等
- (収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細及び優良認定取得地域についてはお問い合わせください。

建 設 業

骨 材 販 売



エコアクション21
®環境省
認証番号 0011100

排出業者の皆様へ

産業廃棄物の処理について、
お困りの点・お悩みの点など
ございましたら、何なりと、
下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見一丁目47番地
TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661
E-mail : ft@filltech-jp.com

目 次

あいさつ	新年を迎えて	(一社)岐阜県産業環境保全協会理事長	粥川 長司	2
新年のごあいさつ		役員一同	3	
		岐阜県環境生活部長	桂川 淳	4
		岐阜市環境事業部長	浅野 裕之	5

行政ニュース	「水銀に関する水俣条約の締結に基づく大気汚染防止法の改正・施行について」	岐阜県環境生活部環境管理課	6
--------	--------------------------------------	---------------	---

地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～			
	「乗鞍環境パトロール員」の活動について	岐阜県飛騨県事務所環境課	10

シリーズ	わがまちの環境保全と対策 「環境型社会の形成に向けた計画の推進」	可児市長 富田 成輝	12
------	-------------------------------------	------------	----

トピックス	「平成29年度労働災害防止計画」について	(一社)岐阜県産業環境保全協会	13
-------	----------------------	-----------------	----

協会だより	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉		
	理事会の開催	18	
	委員会の開催	18	
	統務委員会の活動	19	
	研修指導委員会の活動	19	
	適正処理委員会の活動	20	
	青年部会の動向	22	
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉		
	平成28年度正会員事業研修	22	
	産業廃棄物と環境を考える全国大会	23	
	〈中部地域協議会〉		
	平成28年度第2回専務理事会	23	
	〈その他〉		
	産業廃棄物処理関係講習会の開催	23	
	〈優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介〉	24	
	〈会員数の状況〉	24	
お知らせ	許可の有効期限にご注意	25	
	協会への入会のおすすめ	26	
	会費の納入は便利な口座振替で	27	
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	28	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	29	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	30	
	保全協 Newsについて	31	
	事務局からのお願い	31	
編集後記		32	

表紙写真 「跳ねる水」(高山市清見) フォト飛水 河合 靖司



新年を迎えて

理事長 粥川長司

新年あけましておめでとうございます。

平成29年の新春を迎え、会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年を振り返ってみると、いくつかの大きな自然災害がありました。中でも、4月に発生した熊本地震は大きな人的被害・住家被害をもたらし、余震も長く続いたことから、被災者の避難所生活も長期に及びました。当協会は、東日本大震災以来の災害義援金を、中日新聞社会事業団に寄託し、被災地に贈らせていただきました。本年は、こうした災害が起こらないことを切に願う一方、平成20年に岐阜県と締結した災害廃棄物処理等の協力に関する協定を踏まえ、常に「災害はいつでも起こり得るもの」との意識をもって、協会災害対策本部の体制整備や協力可能な会員の状況把握等、いざという時に備えた準備を怠らないようにしていきたいと考えています。

また、昨年は、CoCo壱番屋の食品廃棄物の不適正転売事案が大きな社会問題になり、行政においても全国産業廃棄物連合会においても、その再発防止策に関する精力的な検討が行われました。その検討の成果の多くが、廃棄物処理法の5年ごとの見直しに盛り込まれることになりそうです。環境省中央環境審議会専門委員会での検討は昨年12月15日の第6回で終わりましたが、今後とも、改正の動向には最後まで注意するとともに、改正内容の会員への迅速な提供に努めてまいりたいと考えています。

さて、本年1月20日には、ドナルド・トランプ氏が米国の次期大統領に就任します。同氏は、その初日にTPP(環太平洋経済連携協定)離脱を通告する考えを明らかにしていますし、2020年以降の地球温暖化対策を決めたパリ協定にも否定的な立場を表明しています。世界経済は先行き不透明感が広がっていますが、一方で、米・日の株価の動きなどを見ると、むしろ、投資チャンスの到来とともに閉塞した世界を打破することをトランプ氏に期待する向きもあるようです。

是非、新大統領の、ビジネスマンとしての経験に裏打ちされた冷静な判断により、せっかく各国の協力の枠組みができ上がり、既に発効したパリ協定が、実際に、地球温暖化対策に効果を發揮するところを見たいと、心から願う次第であります。

われわれ協会の取組みについては、目下、全国産業廃棄物連合会では、産業廃棄物処理業の将来ビジョン(振興策)の策定・推進、人材の育成及び労働安全衛生の取組みに特に力を入れています。これらに共通するキーワードはやはり「人」「人材」で、若く優秀な人材が集まる魅力ある職場であることが、当業界の一層の発展のために不可欠だ、というふうに理解しています。

人手不足が深刻化している昨今、例えば、全国展開のレストランは、次々に、24時間営業をやめたり、24時間営業の店舗を減らしたりしています。これは、その他のサービス業あるいは製造業にも通ずることですが、もはや、積極的に従業員の働きやすい環境を提供しなければ、事業の継続・発展は見通せない時代になったということでしょう。

当協会は、こうした見地から、全国産業廃棄物連合会と連携して、会員の人材育成や労働安全衛生に関する支援を、これまで以上に、積極的に進めていきたいと考えています。

最後になりましたが。本年も会員の皆様をはじめ関係各位の一層のご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。

慶 春



年頭に当たり、皆様のご健勝とご隆盛をお祈り申し上げます。本年も協会の運営にご支援、ご協力を頂きますようお願いします。

平成29年元旦

理事長 粥川長司

理事 澤田裕二

副理事長 鈴村兼利

同 杉下武夫

同 丹羽武

同 鷺崎哲也

専務理事 伊藤誠紀

同 傍島壽一

理事 足立昌哉

同 高井勝由

同 石垣彰寛

同 野々村清

同 石原幸喜

同 濱岡直彦

同 木村順一

同 伏見典郎

同 國本吉男

同 堀義博

同 栗本純夫

同 山田輝幸

同 河野勝二

監事 高木雅浩

同 森本禎人

新年のごあいさつ

岐阜県環境生活部長

桂 川 淳

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より、産業廃棄物の適正処理及び再生利用の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、食品廃棄物の不適正処理事件で幕を開けましたが、排出事業者責任に基づく事業者指導の徹底や貴協会の皆様によるご協力もあり、岐阜県内で不適正に保管された廃棄物は他県に先駆けて撤去されました。

これもひとえに皆様のご理解とご協力の賜物でありこの場を借りて感謝申し上げます。

県では、この事件を受け、県下の食品廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者に緊急立ち入りを実施するとともに、食品廃棄物の適正処理を確保するため、食品製造業者と産業廃棄物処分業者を対象として講習会を開催し、食品廃棄物を処理委託する際には、再販防止の措置を講ずるとともに、マニフェストに自社の製造番号を記載する等のお願いをしました。

このような廃棄物の不適正処理が2度と起きないように、監視指導体制を強化するとともに、貴協会の皆様のご協力により、食品廃棄物を含む産業廃棄物全体の適正処理の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、今年一年が会員の皆様にとって、よい年でありますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のごあいさつ

岐阜市環境事業部長
浅野 裕之

あけましておめでとうございます。

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様におかれましては、平素より、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市にとりまして今年は、織田信長公が岐阜城に入城し、この地を「岐阜」と命名してから450年の節目を迎えます。そこで、「岐阜市信長公450プロジェクト」と銘打ち、官民一体となって様々な取り組みを行い、「信長公ゆかりのまち岐阜市」を都市ブランドとして国内外に広めるとともに、地域のさらなる活性化を図っているところであります。

一方、グローバルな視点では、世界的な景気低迷の中、イギリスのEU離脱、過激派勢力の台頭によるパワーバランスの変化、国内では、度重なる大規模災害や人口減少・高齢社会の進展といった社会問題への対策の必要性、さらにはAIに代表される未知なる技術革新の波というように、現代は「先行きが見えない時代」と言われています。このような時代にあって、人々が生活に求める大きな要素の一つが「安心」ではなかろうかと思うところです。

昨年1月に発覚した食品廃棄物の不正転売事件は、私たちの生活に不可欠な「食」と「廃棄物」の両面で、市民生活の「安心」を脅かす典型例でした。また、廃棄物処理業界にとりましても、適正処理を担保するためのマニフェストが不正使用されたことは大きな衝撃であり、同時に、排出事業者側の責任意識の希薄さが露呈された事件でもありました。国をはじめ、このような事案の抜本的解決を図るために熱心な議論が交わされていますが、いくら制度を強化しても、肝心なのは廃棄物を出す側と処理する側のモラルであり、まさに官民が一致協力して対策を進め、人々が「安心」して暮らせる社会を構築していく必要があると考えます。

今年の干支は「丁酉(ひのとり)」で、「酉」という字は成長や熟成をあらわすと言われています。会員各位におかれましては、日頃から廃棄物の適正処理を推進するために様々な努力を積み重ねておられることと存じますが、皆様の地道な取り組みが社会の発展を支える大きな成果として結実するよう、心から期待する次第であります。

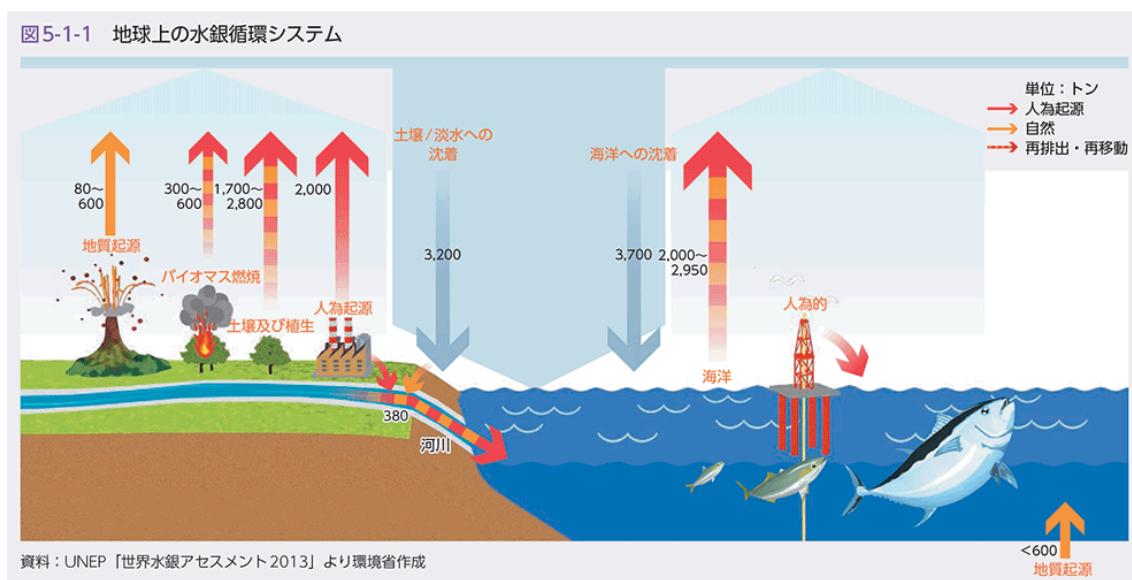
結びにあたり、協会ならびに会員の皆様のさらなるご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

水銀に関する水俣条約の締結に基づく 大気汚染防止法の改正・施行について

岐阜県環境生活部環境管理課

日本は、平成28年2月に「水銀に関する水俣条約」(以下「水俣条約」)を締結しました。この条約は、水銀及び水銀化合物(以下「水銀等」)の人为的排出を世界的に削減することによって、人の健康及び環境を保護することを目的としています。

水銀等はさまざまな排出源から環境中へ排出され、分解を受けず全世界を循環します。人为的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めているという報告があるため、世界的な取り組みにより、人为的な水銀等の排出の削減・根絶が必要です。



(出典 平成28年版 環境・循環型社会・生物多様性白書)

日本では従前から、水質汚濁防止法により水銀等の水・土壤への排出を抑制していますが、水俣条約の締結を契機として、大気中への排出を抑制する改正大気汚染防止法が平成30年4月1日(水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成30年4月1日より後の場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日)に施行されることとなりました。

この改正では、水銀等を大気中に排出する施設のうち規制が必要なものを「水銀排出施設」と規定し、施設の設置者に設置の届出義務等が課されました。また、規制対象外の施設であっても、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものを「要排出抑制施設」と規定して、自ら管理基準の作成等、自主的な取り組みが求められることとなりました。

◇水銀排出施設とは

大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設のうち、水俣条約の対象施設(表1)が該当します。ただし、水銀を扱わないことが明らかな施設は除かれます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)の規制対象である廃棄物焼却炉についても、水俣条約の対象施設に該当する施設が水銀排出施設として規制を受けます。

水銀排出施設として規制を受ける具体的な要件は、表1のとおりであり、水銀を確実に扱う施設は、施設の規模にかかわらず規制対象となります。

表1 水銀排出施設の要件

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	具体的な要件 (規則 別表第3の3)	
・石炭火力発電所 ・産業用石炭燃焼ポイラー	小型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであつて、バーナー燃焼能力が重油換算10万L／時未満のもの(石炭専焼ボイラーを除く。)	
	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	令別表第1の1のボイラーのうち、石炭を燃焼させるものであつて、前項に掲げる者以外のもの	
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
		鉛又は亜鉛	令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	・令別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの ・令別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)用のもの ・ダイオキシン法施行令別表第1の3に掲げる施設(製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等)(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)
		工業金	令別表第1の3～5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)
セメントクリンカーの製造設備	セメントの製造の用に供する焼成炉	令別表第1の9に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	

行政ニュース

水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	具体的な要件 (規則 別表第3の3)
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉(一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉)	・令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉 ・一般廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第8条第1項)、産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号)であつて、火格子面積が2m ² 以上もしくは焼却能力が200kg／時以上のもの(専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であつて、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。)
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 ^(注1) 又は水銀含有再生資源 ^(注2) を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)

(注1)廃棄物処理法施行令で規定

(注2)水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

◇水銀排出施設の届出について

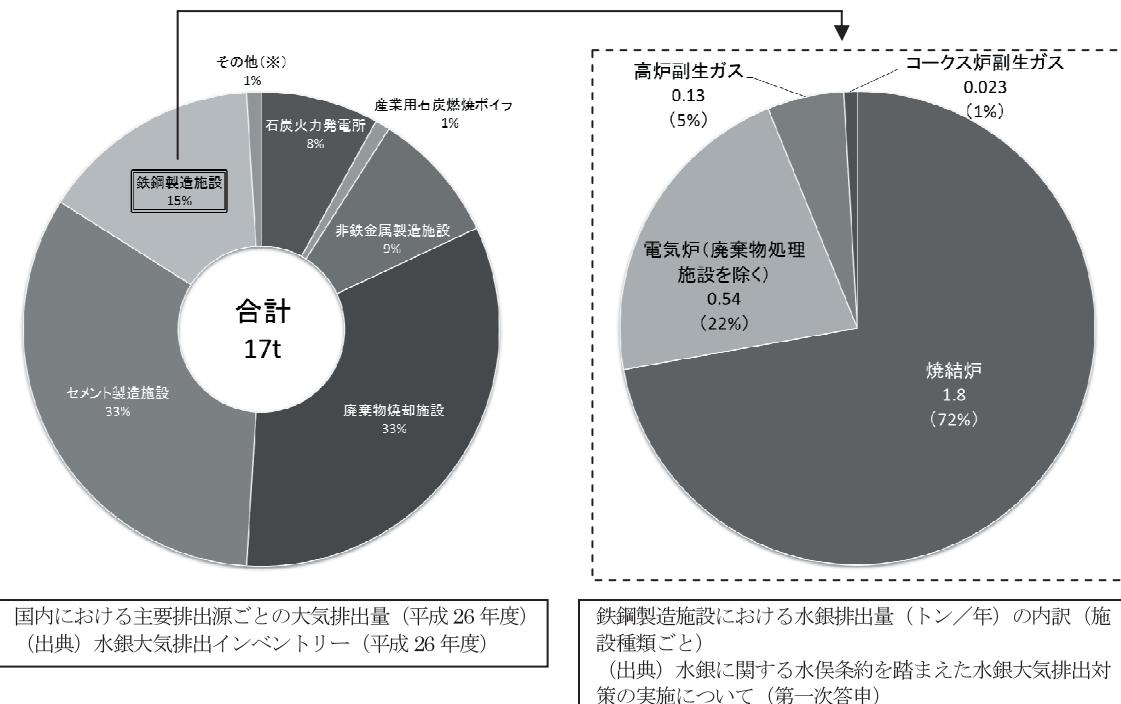
表2に該当するときには、都道府県知事(岐阜市域においては岐阜市長)へ届出が必要です。

表2 水銀排出施設に関する届出の種類

届出が必要なとき	届出時期	届出書の種類	根拠条文
水銀排出施設を設置しようとするとき	工事着手の60日前まで	水銀排出施設設置(使用、変更) 届出書	法第18条の23 法第18条の24 法第18条の25
法施行時に、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき	法施行から30日以内		
以下の変更をしようとするとき ・水銀排出施設の構造 ・水銀排出施設の使用方法 ・水銀等の処理方法	工事着手の60日前まで		
以下の変更があったとき ・届出者の氏名、名称、住所、法人代表者氏名 ・工場、事業場の名称又は所在地	事由発生から30日以内	氏名等変更届出書	法第18条の31第2項
水銀排出施設を廃止したとき		使用廃止届出書	
水銀排出施設を譲り受け・借り受けたとき		承継届出書	

◇要排出抑制施設とは

水銀排出施設に該当しない施設のうち、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるものが該当します。鉄鋼製造施設は水俣条約の対象施設ではないものの、国内における主要排出源ごとの大気中への水銀等の排出量のおよそ15%を占めることが報告されており、製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)と製鋼の用に供する電気炉が要排出抑制施設に規定されました。



なお、製鋼の用に供する電気炉のうち、廃棄物処理法施行令第7条第3号等に規定される焼却施設に該当する場合は、水銀排出施設に該当します。

表3 水銀排出施設と要排出抑制施設の違い

施設の種類	区分	水銀等の排出の有無	設置に係る届出	設置者に求められる義務
水銀排出施設	排出する	必要		設置に関する届出、排出基準の遵守、水銀濃度の自主測定等
要排出抑制施設	排出する	不要		排出抑制のための自主的取組 ・自ら遵守すべき基準の作成 ・水銀濃度の測定・記録・保存 ・自主的取組の実施状況及び評価の公表

「乗鞍環境パトロール員」の活動について

岐阜県飛騨県事務所環境課

乗鞍岳は、「中部山岳国立公園」の一角を占め、特に山頂付近は、ライチョウなど希少生物や貴重な高山植物の自生がみられることから、最も規制の厳しい特別保護地区に指定されています。乗鞍岳には、平湯峠から標高2,702mの置平に至る「乗鞍スカイライン」が通っており、この道路は、平成15年の無料化に伴い自然環境の悪化が懸念されたため、マイカーの乗り入れが規制され、併せて乗鞍地域の環境保全施策の費用に充てることを目的に乗鞍環境保全税が導入されました。県では、これを原資として環境パトロール員の設置を中心とする「乗鞍環境保全事業」を実施しています。今号では、その取組についてご紹介させていただきます。

自然公園法許認可行為ならびに野生生物保護のための指導及び監視

乗鞍環境パトロール員の設置以来中心になっている業務は、人の入り込みによる自然環境への影響を低減させるため、指導や監視を行うことです。7名いる乗鞍環境パトロール員が交代で乗鞍鶴ヶ池集団施設地区内を巡視し、無許可での工作物の新築や広告物の掲示、植物等の採取を防止するとともに、立入禁止区域内への立入防止、ごみの放置防止その他の指導を行っています。平成15年の乗鞍環境パトロール員の設置以降、指導件数が大幅に減少しており、利用者のマナーは向上しています。

〈主な指導内容の実績〉

	H 2 8 年	H 2 5 年	H 2 2 年	H 1 9 年
歩道外での写真撮影	5 8 件	1 4 4 件	2 2 4 件	7 4 6 件
歩道外への立入	1 0 5 件	1 2 5 件	1 8 4 件	5 7 8 件
歩道外への踏み出し	4 9 件	8 2 件	1 2 5 件	2 0 6 件
自動車のアイドリング	2 件	4 件	3 4 件	6 4 件
吸い殻の投げ捨て	0 件	6 件	1 件	4 7 9 件
ゴミの投げ捨て	0 件	1 件	1 件	9 9 件
歩道での喫煙	1 件	3 件	1 件	8 3 件
その他	3 1 件	3 6 件	6 5 件	1 3 2 件
合 計	2 4 6 件	4 0 1 件	6 3 5 件	2 , 3 8 7 件

利用者への動植物等の情報提供

乗鞍環境パトロール員は設置後14年目を迎ましたが、平成24年度に、乗鞍の動植物に関する情報提供が新たな業務として加わりました。乗鞍バスターミナルの一角にある事務所や駐車場、さらにはパトロールの際に、季節ごとの高山植物やライチョウ等希少動物などについて、利用者との対面により毎年のべ5,000件以上の情報提供を行っています。

また、乗鞍バスターミナルの1階風除室壁面及び銀嶺荘休憩コーナーの2か所において、掲示により乗鞍の自然情報を提供しています。これらの掲示板では、高山植物の開花状況、ライチョウの目撃情報や季節ごとの生態、クマの目撃情報と生態、登山道・園路の状況、気象情報などの新鮮な情報を提供しており、各環境パトロール員が随時更新することで、利用者が少しでも安全・快適に過ごせるように努めています。乗鞍環境パトロール員は、集団施設地区内を巡回する際に、高山植物の種類ごとの開花結実状況や場所、ライチョウの縄張りやヒナの生存状況などについて経年的に観察・記録しており、それらの情報をパトロール員同士で共有することにより、利用者への情報提供も年を経るごとにより深いものになってきています。



休憩コーナーの自然情報掲示



立入防止ロープを補修するパトロール員

その他の活動

乗鞍地域でも移入種の侵入が問題となっていますが、乗鞍環境パトロール員は、乗鞍美化の会などの活動に協力し毎年セイヨウタンポポ等外来種の除去を行っています。また、過去にクマが観光客を襲うという事故があったため、山頂事業者等と協力して、利用者への注意喚起やクマの監視などのクマ対策を行っています。さらに毎年30人程度発生する傷病者の救護のサポートも行っています。3000m近い高山という厳しい環境ではありますが、今後とも乗鞍岳における環境保全の専門職として、一層のスキルアップに努めてまいります。

わがまちの環境保全と対策



「循環型社会の形成に向けた計画の推進」

可児市長 富田成輝

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援とご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

岐阜県中南部に位置する本市は、名古屋市および岐阜市から30km圏内にあり、平成17年の兼山町との合併を経て、人口約101,500人、面積は87.6km²を有しています。北部はおおむね平坦で、南部は県下最大級の工業団地、住宅団地やゴルフ場が点在する丘陵地となっています。また、市の北端部には名勝木曽川、中央部には東西に流れる可児川があり、豊かな自然環境に抱かれています。

市東部丘陵の久々利大萱地区では、今から400年以上前に桃山茶陶の発祥の地として、志野や瀬戸黒などの名品が焼かれました。日本で焼かれた国宝の茶碗は2つしかありませんが、そのうちの1つ志野茶碗銘「卯花墻(うのはながき)」を生み出したといわれる牟田洞(むたぼら)古窯跡があります。窯跡の国史跡指定を目指すとともに、隣接する人間国宝荒川豊蔵の居宅、陶房を「美濃桃山陶の聖地」として整備しています。また、市内には、国指定史跡美濃金山城跡をはじめとして戦国時代の城跡が10箇所あり、地域住民を中心とした城跡の保全整備や「戦国城跡巡り事業」として「チャンバラ合戦IKUSA」の開催等、市民、事業者、NPO、行政が協働した新たな取り組みを進めています。

さて、可児市では「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」として「可児市第四次総合計画後期基本計画」(平成28年～平成31年)を策定しました。重点方針「まちの安全づくり」の中で「環境にやさしいまちをつくる」を施策として、「地球環境保全の推進」、「資源循環型社会の推進」、「自然・快適・生活環境の保全の推進」を掲げています。

一般廃棄物については、変遷するごみ処理の現状やごみに関する様々な問題の解決に向けて必要となる施策を総合的かつ中長期的に推進するため、「一般廃棄物処理基本計画」を平成28年4月に改定しました。この計画は、循環型社会の形成に向けた計画としても位置付けております。

全国的な財政状況の厳しさは本市も例外ではなく、限られた財源の中で環境問題を克服していくためには、市民、事業者、市が協働して総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められています。民間活力を生かした「新たなエネルギー社会づくり事業」を推進しており、平成24年度に事業者提案を受けた「廃棄物系バイオガス発電事業」の事業化スキームを検討しております。また、平成25年4月には、可児市の環境を「知り」、「改善し」、「良いところを知らせる」ことを目的とした市民主体の組織「環境パートナーシップ・可児」を立ち上げ、可児市の環境を知るイベントとして、「環境フェスタ」や「気温一斉観測100×100」などを市民主体で展開しております。

今後とも、貴協会のご協力をよろしくお願い申し上げますとともに、末筆ながら、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

「平成29年度労働災害防止計画」について

(一社)岐阜県産業環境保全協会

全国産業廃棄物連合会は、産業廃棄物処理業における労働災害状況が、全産業と比べても高い水準にあることから、労働災害防止対策の徹底を図り、労働災害を削減するために、平成29年度を実施初年度とする三ヵ年の産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定することとした。

本計画では、具体的な目標として、計画期間中の労働災害による死者数及び休業4日以上の死傷者数を、それぞれ、平成24年から26年実績平均に比して、全ての都道府県において20%以上削減することとしております。平成28年度は、本計画の準備期間として位置付け、業界全体として取り組むための体制を整備することとしております。

当協会としても、これに呼応して、岐阜県産業環境保全協会「平成29年度労働災害防止計画」を策定することとした。そこで、会員事業所における安全衛生活動の現状を把握するための調査を、皆様のご協力を得て、平成28年8月24日から9月24日にかけて行いました。(調査結果は、平成29年度労働災害防止計画の巻末に掲載しております。)岐阜県産業環境保全協会「平成29年度労働災害防止計画(案)」はこの調査結果を反映しながら作成され、このほど平成28年度第3回理事会において承認されたところです。

今後、この計画を会員企業と共に実行していくこととなります、もとより労働災害の削減は、個々の会員企業において、一つでも多く労働災害防止につながることを実際に取り組んでいくことが重要ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

岐阜県産業環境保全協会における平成29年度労働災害防止計画

1. はじめに

全国産業廃棄物連合会(以下、「連合会」という。)においては平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画(以下、「産廃労働災害防止計画」という。)」を策定し、平成31年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、当協会では、「産廃労働災害防止計画」はもとより、岐阜県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査から、当年度の実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 平成31年度目標

- (1) 死亡者数をゼロにする。

トピックス

- (2) 休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。
(平成24～26年の平均15人→平成31年12人以下に)

3. 平成29年度活動目標

2. の「平成31年度目標」を達成するため平成29年度における活動目標を次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度127※社→平成29年度140社以上)
- (2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度89※社→平成29年度100社以上)
- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度48※社→平成29年度53社以上)
- (4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度103※社→平成29年度114社以上)
- (5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度40※社→平成29年度45社以上に)
- (6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度78※社→平成29年度86社以上に)
- (7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度73※社→平成29年度81社以上に)
- (8) リスクアセスメントを実施している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度57※社→平成29年度63社以上に)
- (9) 安全衛生規程を作成している会員企業を前年度に比して、10%以上増加させる。
(平成28年度39※社→平成29年度43社以上に)

※前年度に実施した会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の集計結果の数値

4. 平成29年度活動目標を達成するための当協会における取り組み

3. (1)～(9)に示す「年度目標」を達成するために具体的な方策は次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
- ① 定期刊行している会報誌とメールを併用して会員企業へアピールし、回答数増加に努める。
 - ② 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
 - ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。

- ④ 青年部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
- (2) 安全衛生事業の認識を向上させる。
 - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
 - ② 理事長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
 - ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
 - ④ 中央労働災害防止協会が作成した年間標語ポスターを会員企業に配布する。
- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (4) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
 - ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ④ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
- (5) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
 - ③ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (6) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
 - ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。

トピックス

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (7) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>)
- (8) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
 - ② 連合会が作成した教材を活用し、研修会を行う。
 - ③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。
- (9) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

トピックス

「平成29年度労働災害防止計画」の策定に当たっての基礎データ

1 労働災害発生状況

(1) 死亡者数

(単位：人)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	
					対H23年度比	
全産業	全国	2,342	1,084	1,030	1,057	972
	岐阜県	18	18	16	14	25
産廃処理業	全国	31	19	23	18	18
	岐阜県	0	0	1	0	0
(3年間の平均)					20	0.33

*平成24～26年は計画基礎データ把握期間

出展：厚生労働省「労働災害統計」(平成23～27年 確定値)

(2) 休業4日以上の死傷者数

(単位：人)

区分	H23	H24	H25	H26	H27	
					対H23年度比	
全産業	全国	119,622	119,576	118,157	119,535	116,311
	岐阜県	2,001	2,005	2,019	1,963	1,941
産廃処理業	全国	1,165	1,233	1,260	1,244	1,280
	岐阜県	16	(3年間の平均)	1,245	13	14
(3年間の平均)					15	87.5% (12.5%減)

出展：厚生労働省「労働災害統計」(平成23～27年 確定値)

2 安全衛生活動の現状調査結果

- (1) 調査実施日 平成28年8月24日～9月23日
- (2) 調査対象 産業廃棄物処理業者295会員
- (3) 回収率 127会員／295会員 = 43.1%
- (4) 調査結果

	調査項目	回答数	比率
①	協会の安全衛生事業を認知している会員数	89	70.18%
②	協会が実施する安全衛生研修会の参加会員数	40	31.5%
③	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	48	37.85%
④	安全衛生パトロールを実施している会員数	78	61.4%
⑤	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数	73	57.5%
⑥	リスクアセスメントを実施している会員数	57	44.9%
⑦	安全衛生管理規程を作成している会員数	39	30.7%
⑧	安全衛生管理体制を構築している会員数	103	81.1%
参考	平成27年度における1日未満の休業災害数	5	3.9%
	平成27年度における1～3日の休業災害数	6	4.7%
	平成27年度における4日以上の休業災害数	8	6.3%
	平成27年度における死亡者数	0	0%

3 安全衛生講習会(協会実施)参加者数の直近3年間(H25～27年度)の実績

46.6人／年度

⟨(一社)岐阜県産業環境保全協会⟩

○理事会の開催

平成28年度第3回理事会が、平成28年12月6日(木)に「ホテルリソル岐阜」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業廃棄物連合会平成28年度正会員事業研修(10月21日開催)
- 第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会(11月11日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成28年度第2回中部地域協議会専務理事会(11月15日開催)

(2) 委員会報告

- 総務委員会
地域環境改善貢献証明書の交付
労働安全衛生研修会(11月8日開催)結果
労働安全衛生ポスターの配付
産廃手帳の配付
- 研修指導委員会
産業廃棄物関係法令等研修会(10月20日開催)結果
先進処理施設等視察研修会(11月25日開催)結果
産業廃棄物処理関係講習会(10月19日受講)結果
- 広報編集委員会
平成28年度第3回委員会(10月28日開催)の結課
協会報「ぎふ環境保全」第109号の編集方針
協会カレンダー(平成29年版)について

協会報「ぎふ環境保全」第108号の発行
協会カレンダー(平成29年版)の作成配付

・適正処理委員会

巡回指導訪問実施済証の交付
巡回指導・パトロールの実施結果
電子マニフェスト操作体験セミナーの実施

(3) 青年部会報告

役員会(10月11日、11月9日開催)
施設見学会(10月14日開催)結果
岐阜市まるごと環境フェアへのブース出展(11月20日)

続いて、次の議案について審議が行われ、原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 委員会委員の選任について
第2号議案 「平成29年度労働災害防止計画」の策定について

また、その他事項として次のことについて、資料に基づき説明され承認されました。

- (1) 災害対策本部及び地区災害対策本部構成員名簿の更新について
- (2) 会員の状況について



第3回理事会

○委員会の開催

平成28年10月28日(金)に第3回広報編集委員会を開催し、「協会報第109号の編集方針」と

「2017年版カレンダーの作成」について協議を行いました。

○総務委員会の活動

労働安全衛生研修会の開催

平成28年11月8日(火)に、「労働安全衛生研修会」を岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で開催しました。

研修会は、「最近の労働災害の傾向等(災害事例を含む)」、「作業手順書の作成と活かし方」、「作業手順書の作成(グループ演習)」について講義と演習の方法で行われました。作業手順書の作成については演習方式で行われ、受講者は参加意識のたかい研修会となりました。講師は、中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンターの野口正明氏にお願いしました。受講された30名の方々には、



労働安全衛生研修会(講義)



労働安全衛生研修会(演習)

中央労働災害防止協会から「修了証」が授与されました。

○研修指導委員会の活動

産業廃棄物関係法令等研修会の開催

平成28年10月20日(木)に、「産業廃棄物関係法令等研修会」を岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」で開催しました。テーマは、(1)「平成28年度全国廃棄物・リサイクル行政課長会議資料から」(2)「電子マニフェスト制度について」の二つで(1)については岐阜県廃棄物対策課の鈴木課長補佐兼産業廃棄物係長(2)については当協会の伊藤専務理事が担当し研修を行いました。

研修内容は、プロジェクターを使い、「全国廃棄物・リサイクル行政課長会議資料から」では①P C B廃棄物の処理に向けた取組について②優良産廃処理業者認定制度について③廃棄物情報提供に関するガイドラインについて④水銀廃棄物の処理についてを分かりやすく説明していただきました。

また、「電子マニフェスト制度について」では、電子マニフェストの仕組みと運用について、電子マニフェストは紙マニフェストと比較すると事務処理の効率化や法令遵守が図れることなどをわかりやすく丁寧に説明をして



法令等研修会

いただきました。研修会には、58名の方々が参加されました。

先進的処理施設等視察の実施

平成28年11月25日(木)に三重県伊賀市にある「三重中央開発株式会社リサイクルセンター」を訪問しました。

当施設は、西日本最大級の総合リサイクルセンターで、国内有数の資源循環システムと設備で一貫したリサイクル事業を展開している事業所です。

三重中央開発株では、会社紹介のVTRを使用した施設の概要と運営状況等の説明を受けました。その後、施設が大きくて広いこともありバスに分乗して施設内を廻り説明案内を受けました。最終処分場では、高台でバスを降りて説明をしてもらいました。質問な



三重中央開発株施設全景



三重中央開発株高台での説明

ども自由に出来て有意義な視察となりました。この視察研修は、研修指導委員会が所管する「先進的処理施設等の視察事業」の一環として実施しているもので、今回42名の方々が参加されました。

○適正処理委員会の活動

巡回指導・パトロールの実施

巡回指導事業は、会員企業の事業所を訪問し、産業廃棄物処理の状況をお聞きしたり、施設等を確認させていただくことにより、協会員の信頼性を向上させていくこと等を目的に、適正処理委員会が毎年実施しているものです。今年度は西濃地域と中濃地域で実施しました。また、巡回指導に合わせ、パトロール事業として不適正処理事業の現地調査等を行ったほか、当該地域の関係行政機関を訪問し情報・意見交換等を行いました。

【西濃地域】 10月13日(木)

参加委員 堀義博委員長、杉下武夫副委員長、織瀬和人委員、河野勝二委員、高木雅浩委員、宮崎進委員、山下八起委員

訪問先

(株)齊藤商店

安八郡神戸町地内で、廃プラスチック類、金属くず等の中間処理を行っておられる事業



(株)齊藤商店施設への訪問

所を訪問しました。久富総務部長から、会社の概要と業務内容について説明を頂き、処理施設内で金属くず、廃プラスチック類の受け入れや、中間処理作業などを行う工程を見学させていただきました。

今村金属株

安八郡神戸町地内で金属くず、ガラス等くず、廃プラスチック類等の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。最初に、今村代表取締役社長から会社の概要等について説明を頂いた後、敷地内の処理施設を見学させていただきました。



今村金属株施設への訪問

【中濃地域】 10月25日(木)

参加委員 堀義博委員長、杉下武夫副委員長、織嶺和人委員、河野勝二委員、高木雅浩委員、宮崎進委員

訪問先

(株)橋本

加茂郡八百津町地内で、廃プラスチック類、ガラス等くず、金属くず、がれき類等の中間処理を行っておられる事業所を訪問しました。橋本代表取締役社長から会社の概要と業務内容について説明を頂き、施設内で廃プラスチック類の受け入れや、中間処理作業などを行うところを見学させていただきました。



(株)橋本施設への訪問

西濃県事務所環境課との意見交換

若野環境課長を始め同課職員との意見交換・情報交換を行いました。同課とは、処理施設の更新等についてそれぞれの立場から意見の交換を行いました。

不適正処理事案の現地調査

安八郡輪之内町地内で、建設系廃棄物の過剰保管している現場で、岐阜県から改善勧告を受けているにも拘わらず撤去が進んでいない状況を、県廃棄物対策課の川田課長補佐等から説明を受け視察しました。

リプロ(株)

加茂郡坂祝町地内で、廃プラスチック類、



リプロ(株)施設への訪問

ガラス等くず、金属くず等の中間処理を行つておられる事業所を訪問しました。担当者から、会社の概要と業務内容について説明を頂きながら施設内で金属くず、廃プラスチック類、ガラス等くずの受け入れや、中間処理を行う施設を見学させていただきました。

不適正処理事案の現地調査

美濃加茂市加茂野町地内で、建設系廃棄物の過剰保管されている現場で、岐阜県から改善勧告を受けているにも拘わらず撤去が進んでいない状況を、県廃棄物対策課の川田課長補佐等から説明を受け視察しました。

可茂県事務所環境課との意見交換

安藤環境課長を始め同課職員との意見交換・情報交換を行いました。産業廃棄物の不適正処理防止対策や産業廃棄物としての一括処理などについてそれぞれの立場から意見交換を行いました。

電子マニフェスト操作体験セミナーの実施

今年度2回目の「電子マニフェスト操作体験セミナー」を平成28年11月30日(水)に大垣市内のソフトピアジャパンセンター・ドリームコアで開催しました。



電子マニフェスト操作体験セミナー

セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用して、排出事業者の操作、収集運搬業者操作、処分事業者の操作、共通の操作を体験しながら行われました。

インストラクターは、静岡県産業廃棄物協会の瀬崎秀五氏に担当していただきました。当日のセミナーには23名が参加され質問なども多数行われました。

○青年部会の動向

役員会

平成28年度第5回、第6回の役員会を10月11日、11月9日に開催し、岐阜市まるごと環境フェア、年末勉強会及び懇親会、未来人の発行等について協議をしました。

施設見学会の実施

平成28年10月14日に施設見学会を行いました。今年は、関市内の株式会社ミダックを見学しました。青年部会員7人が参加しました。

岐阜市まるごと環境フェアへのブース出展

「環境と調和する人にやさしい都市岐阜」の実現を目指す市民参加型イベント「第15回岐阜市まるごと環境フェア」が11月20日(日)に岐阜市内のみんなの森「ぎふメディアコスモス」で開催され、青年部会はここにブース出展を行いました。ブースには、当協会員のリサイクル活動を表示したフロー図パネルの展示しました。

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○平成28年度正会員事業研修

平成28年度10月21日(金)に、正会員事業研修が東京都港区の泉ガーデンコンファレンスセン

ターで開催され、次の内容について研修が行われました。当協会からは、伊藤専務理事が出席しました。

- (1) 労働災害について
- (2) 産業廃棄物処理業界に係る関係法令改正等動向について
- (3) 水銀廃棄物に関する水俣条約の国内措置について
- (4) 人材育成方策について
- (5) 電子マニフェスト運用支援事業について

○産業廃棄物と環境を考える全国大会

平成28年11月11日(金)に、(公社)全国産業廃棄物連合会、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター、(公財)産業廃棄物処理振興財団の共催による「第15回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、岡山県岡山市内「ホテルグランヴィア岡山」で開催されました。この大会は、行政担当者、事業者、学識経験者など各界の関係者が循環型社会の構築に向けた挑戦や展望を一緒に考えることを目的に開催されているもので、今年は「産業廃棄物処理法の見直しについて」をテーマとした基調講演や、「産業廃棄物処理業における低炭素化について」をテーマとしたパネル討論会が行われました。



環境大臣表彰受賞 杉下武夫氏

また、大会の冒頭では「平成28年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰(産業廃棄物関係事業功労者)」が行われ、当協会からは有限会社丸武産業代表取締役杉下武夫様が受賞されました。

〈中部地域協議会〉

○平成28年度第2回専務理事会議

平成28年度11月15日(火)に、平成28年度中部地域協議会第2回専務理事会議が、静岡市内で開催され、次の議題について協議や情報交換が行われました。

- (1) 廃棄物処理法の改正に係る進捗状況について
- (2) 各県協会の労働災害防止計画について
- (3) 災害廃棄物支援協定担当者会議について
- (4) 地域協議会活動支援金について

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会の開催結果は、次のとおりでした。

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集運搬課程の講習会】

日時・場所 10月19日(水)

ふれあい福寿会館

受講者 123名

優良産業廃棄物処理業者認定会員の紹介

会員名	住所	電話	認定年月日	許可区分
(有)丸武産業 代表取締役 杉下武夫	高山市丹生川町町方 3480-1	(0577) 78-2555	平成28年11月28日	岐阜県 収集運搬 処分

会員数の状況

正会員	296
賛助会員	61
特別会員	2
合計	359

(平成28年12月6日現在)



産業廃棄物処理業の許可の 有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了6ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないのが現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要であります。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、協会事務局へ電話などでお連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀 行（十六・大垣共立）
 - 信 用 金 庫（岐阜・大垣西濃・関・東濃・八幡・高山）
 - 信 用 組 合（岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師）
 - 農業協同組合（岐阜県内のすべての農業協同組合）
 - 労 働 金 庫（東海労働金庫）
 - ゆうちょ銀行（全国のゆうちょ銀行）
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

• 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

• 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293

お 知 ら せ

〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉 ——事業者のマニフェスト事務の効率化のために——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページのWeb申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体加入料金(C料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録件数につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	—

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	A料金
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録件数につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合せ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成28年12月30日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	3,501
収集運搬業者	276
処分業者	150
合 計	3,927

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

○協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

○発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

産業廃棄物管理票代金及び送料は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

○送料について

会員は無料、非会員は購入者の負担となります。

非会員は、産業廃棄物管理票代金と共に送料をお振り込みいただきます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社)全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A4版 46ページ 1冊 320円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 〒 —
住 所

会社名

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

*事務局記入欄

支払方法	発送 払込No 窓口 現金
	整理

電話番号

FAX番号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2016. 6

保全協Newsについて

平成28年10月12日(第172号)、11月14日(第173号)、12月19日(第174号)で会員の皆様にお知らせしたことは、次のとおりです。

(第172号)

- 1 平成28年度第3四半期セーフティネット保証5号の指定業種について
- 2 平成28年度「産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策のための講習会」について
- 3 「産業廃棄物処理業務研修会(主任レベル)」の受講者募集について
- 4 「第1回産業廃棄物処理能力テスト」の受講者募集について

(第173号)

- 1 平成28年度最低賃金の改定について
- 2 表示・通知義務対象物質の追加に係る周知について
- 3 「第15回岐阜市まるごと環境フェア」の開催について

(第174号)

- 1 産業廃棄物処理業[廃棄食品 肥料化]／産業廃棄物処理業[廃棄食品飼料化]実地確認チェックリストの策定について
- 2 平成28年度環境省事業「電子マニフェスト導入実務研修会」の開催について
- 3 廃棄食品の不正流通防止対策について
- 4 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について
- 5 平成28年度「資源循環に関するアンケート調査」への協力のお願い

事務局からのお願い

※会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXにてご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXにてご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

※正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付ください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ許可の年月日から20日以内に送付ください。
- 優良認定を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ許可の年月日から20日以内に送付ください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務剛児 川合 雅和 野々村 清 伏見 典郎

編集顧問

大野 安一

編集後記

「産廃処理ほど、素敵な商売はない！」

新年あけましておめでとうございます。会員各位におかれましては、期待を込めた新年を迎えたこととお慶び申し上げます。微力ながら、本誌もお力添えできるよう研鑽に務めて参りますので、ご支援の程よろしくお願ひ致します。

さて、冒頭に掲げた一文は、昨年8月に日経BP社から発刊された「五感経営 産廃会社の娘、逆転を語る」石坂典子著の文中にある見出しの一部であります。この本は、新聞やラジオでも取り上げられていますのでご存知の方もあると思いますが、単に産廃事業の着想や挑戦、忍耐、努力だけでなく、経営の理念などにも精通、実感できる書物として評判になっているものであります。紹介代わりにその一節を次に掲げてみましょう。

「必ず誰かがしなくてはならない仕事なら、その存在を認めてもらう必要があります。価値ある仕事として評価され、働く人が誇りを抱ける仕事に変えなければなりません。廃棄物処理業は、その典型です。迷惑がられる仕事のままでは、私たちはもちろん、廃棄物処理施設の近くに住むことになる誰かも必ず困ります。以下、略」

若干30歳の見習い女社長が、数々の課題に敢然と挑戦し、社員や取引先はもちろん、地域社会の人達からも愛され(13年経済産業省「おもてなし経営企業選」に選出)、企業としても安定した利益が計上されている会社に成長しております。しかし、著者は、決して現状に満足していません。著書の後半にこんな記述があります。

「産廃処理」と「里山保全」を、「環境教育」というキーワードでつなぎ、一体化しよう。すなわち、「産廃処理と里山保全の現場を持ち、環境教育に取り組む石坂産業」として打ち出すことで、会社のブランドイメージを高めよう。それが結果として、産廃処理の現実を世に知らしめ、「脱・価格競争」を推し進める、最も効果的なアプローチになるのではないか」と書いています。

それを具体的にどのように進めるか。本書を読めばおよそ想像できます。幸いこの会社は8年前に2億円を投じて、見学通路を設置して見学者を受け入れています。「論より証拠」是非一見して我が会員諸氏の参考に供したいものであります。

[言葉の宝石]

地下資源を使い尽くす前に、地表資源を活かしきろう！(本書見出しそり)

記 大野 安一

平成29年1月15日発行

第109号

編集 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川長司

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階
TEL <058>272-9293 FAX <058>272-6764

<http://www.gifu-hozan.jp>
E-mail info(@gifu-hozan.jp)

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク

最大約
56 %
割引

経営ダブルアシストのご案内

(業務災害総合保険)

平成28年10月1日午後4時～平成29年9月1日午後4時にご加入の場合

うつ病による自殺、
過労死などによる

新しい労災 リスクの増加

1億円を超える
事例も発生

高額な賠償 事例が続出

新しい労災リスク
への対応は
経営者の
重要な責任です！

短期間労働者、パート、
アルバイト、派遣社員

非正規雇用 労働者の増加

使用者賠償責任に関して

天災でのケガ等に による賠償請求事例

「業務災害補償制度」経営ダブルアシストの主な特長

- ◆ 一般の加入より最大約56%割引
(団体割引30%・過去の損害率による割引30%・包括契約割引10%)
- ◆ 法律上の賠償金や訴訟費用も補償
- ◆ 契約は無記名方式。短期労働者やパートやアルバイトの方も自動的に補償
※人数変更があっても報告は不要！
- ◆ 保険料は、売上高で算出 掛金は全額損金参入可能

オプションをセットして

- ◆ 業務中の天災(地震・噴火・これらによる津波等)によるケガ等も補償！
- ◆ 天災でのケガ等による使用者賠償責任も補償！！
- ◆ パワハラ・セクハラ行為に対する管理責任や不当解雇について、会社・役員・
管理職の方などが損害賠償請求された場合も補償！

本広告は、全国中小企業団体中央会を契約者とする全国中小企業団体中央会、都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合等に加入している会員向け業務災害総合保険団体契約の概要について紹介したものです。ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、「パンフレット兼重要事項説明書」の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申上げます。

【制度運営】
全国中小企業団体中央会

【お問い合わせ先】
(一社)岐阜県産業環境保全協会 株式会社 アルファパートナー
TEL:058-272-9293 TEL:058-248-4560
保険料のお見積りやご加入のお申し込みは、引受保険会社の代理店または引受保険会社までご相談ください。

【引受保険会社】
東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】岐阜支店 岐阜支社
住所:岐阜県岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビルディング4階
TEL:058-264-5210
FAX:058-264-5211

自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり きむら
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大ダラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



岐阜県
優良産廃処理業者

「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



タカイ商事株式会社

TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www.takai-shoji.jp/>

企 業 理 念

“安全で安心” 循環型社会の創造は
私たちの使命です



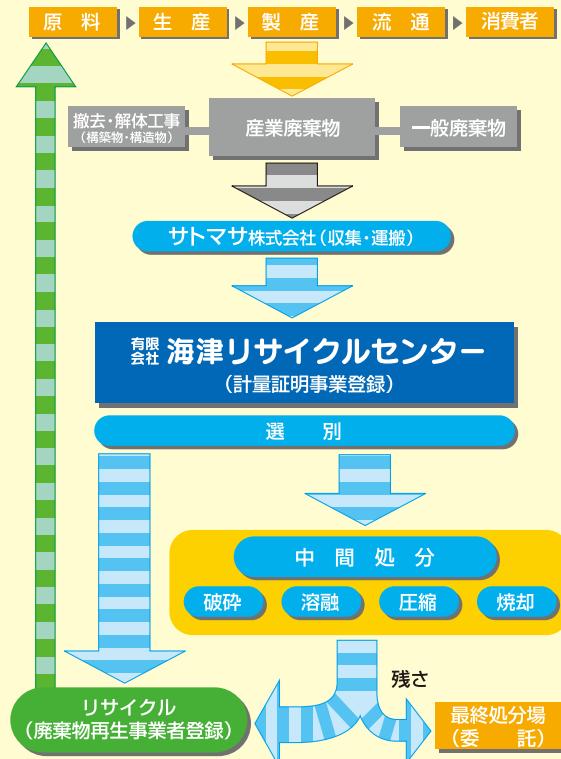
ISO14001、13ER-904
環境マネジメントシステム

有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

〈加盟団体〉サトマサグループ

(一社)愛知県産業廃棄物協会
(一社)岐阜県産業環境保全協会
(一社)三重県産業廃棄物協会
岐阜県清掃事業協同組合
愛知県地域環境創造協会

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会